

「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産登録記念新商品等開発支援事業

新商品開発チャレンジ支援事業

募集要項

〈受付期間〉

令和8年4月22日（水）～9月30日（水）

〈受付・問い合わせ先〉

橿原市 魅力創造部 地域振興課 商工労政係

開庁時間：平日8：30～17：15

TEL：0744-21-1117

FAX：0744-47-2641

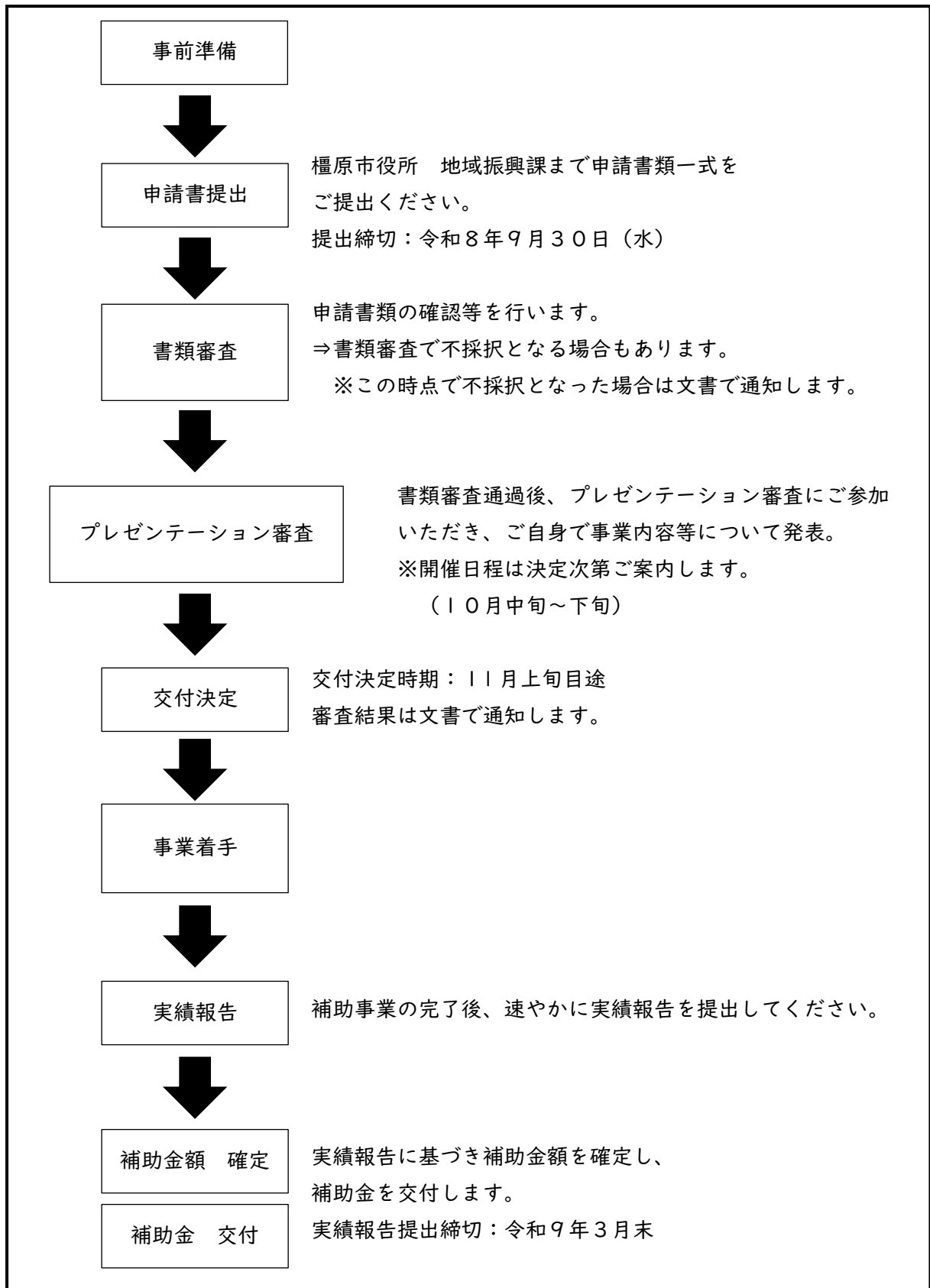
MAIL：chiikishinko@city.kashihara.nara.jp

<申請にあたっての注意事項>

本補助金の申請にあたっては、以下の注意事項を必ず確認し、ご理解いただいた上で申請をお願いします。

- ① 令和8年4月1日以降に支出した経費のみ、補助対象となります。
- ② 補助金の交付は、原則補助事業完了後となります。
補助事業完了後に実績報告の提出を受け、補助金額を確定します。確定した補助金額について、請求に基づき交付します。
- ③ 補助金の交付決定にあたっては、審査があります。
本補助金は、申請件数の多少に関わらず、榎原市新商品等選定協議会の会議において、交付を決定します。
協議の結果、不採択となる場合もあります。
- ④ 採択の決定は「書類審査」及び「プレゼンテーション審査」によって行います。
協議会において「書類審査」を実施し、書類審査を通過したものについては、「プレゼンテーション審査」に進んでいただきます。
- ⑤ 「プレゼンテーション審査」については、原則申請者にご参加いただき、事業計画等の発表を行っていただきます。（原則、会場にお越しいただくのご参加となります。）
- ⑥ 補助事業の内容等を変更する場合には、事前の承認が必要です。
補助事業を実施する中で、補助事業の内容または経費配分の変更を希望する場合は、あらかじめ市の承認を受ける必要があります。
- ⑦ その他
申請者及び交付決定者は、本募集要領に記載のない事項については、市からの指示に従うものとします。

〈補助金交付の流れ〉



1. 事業の目的

令和8年度に「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録を目指す上で、関連する文化資源や地域の魅力を市内外に発信することで、産業振興及び地域経済の活性化を図るため、市内中小企業者や小規模企業者が「飛鳥・藤原の宮都」構成資産の魅力発信に資する新商品開発に係る取り組みに対し、予算の範囲内において「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産登録記念新商品開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

2. 補助対象者

補助金を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、以下のすべての要件を満たす中小企業者又は小規模企業者。

- (1) 申請時において榎原市内に主たる事業所等を有している。
- (2) 風営法に該当する事業を行う事業者ではない。
- (3) 暴力団等に該当する者ではない。
- (4) 本市に納付すべき市税等を滞納していない。

3. 補助事業の内容、補助対象経費、補助率、補助限度額

補助事業の内容、補助対象経費、補助率、補助限度額については、以下のとおりとします。

| 補助事業の名称 | 補助事業の内容 | 補助対象経費 | 補助率及び限度額 |
|----------------|---|---|-------------------------|
| 新商品開発チャレンジ支援事業 | 「飛鳥・藤原の宮都」に関連する文化資源や地域の魅力のPRに貢献することが期待される新商品の開発に対する補助 | デザイン購入・委託費、外注加工費、試作費、原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、商品用容器・梱包資材等購入費、印刷費、世界遺産モチーフ入りオリジナル包装資材費等 ※商品用容器・梱包資材等購入費、印刷費、世界遺産モチーフ入りオリジナル包装資材費は試作分・初回サンプル作成分のみ | 当該補助対象経費の4分の3以内、限度額30万円 |

- ・補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金額とします。
- ・各補助金事業の申請は、1申請者につき1回限りとします。

4. 交付申請について

補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がないことを確認できる書類（納税証明書など）
- (5) その他市長が必要と認める書類（経費見積書など）

※申請書類に記載されている内容に基づき選定を行いますので、詳しく記入してください。

5. 申請方法・提出先

【申込方法】

申請書類一式を 郵送、持参、メール いずれかの方法 で以下までご提出ください。

【提出先】

(郵送、持参の場合) 〒634-8586
奈良県橿原市八木町1-1-18
橿原市役所地域振興課 担当宛て

(メールの場合) chiikishinko@city.kashihara.nara.jp

※メールで申請いただく場合は、必ず受信確認のため電話にてご一報ください。

(連絡先) 0744-21-1117

6. 募集期間

令和8年4月22日(水)～9月30日(水) 17:00(必着)

7. 採択事業の決定について

申請内容について、協議会において会議を行い、**予算の範囲内において**補助金の交付可否について決定します。

【書類審査】

申請書類について、内容の確認等を行います。

書類審査を通過した場合には、【プレゼンテーション審査】へ進んでいただきます。

※不採択となった場合は、申請者に対し文書にて通知します。

【プレゼンテーション審査】

申請者に事業計画等の内容について説明(プレゼンテーション、追加資料・商品サンプル提出等)を行っていただきます。

●開催日 令和8年10月中旬～下旬頃

※詳細日時、会場等については別途対象者に通知します。

※原則、審査会会場にお越しいただきます。(会場への費用負担はありません)

やむを得ない事情により、会場にお越しいただくことが困難な場合は、オンライン会議ツール等を用いた参加方法も認めます。

【審査基準】

プレゼンテーション審査においては、以下の項目により審査し、60点以上が採択要件になります。

| 評価項目 | 採点の着眼点 | 配点 |
|------|---|-----|
| 関連性 | ・商品コンセプトが「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産や地域文化と結びついているか ・単なる名称利用ではなく、背景やストーリーがあるか | 30 |
| 新規性 | ・既存商品との差別化が図られているか ・独自性、オリジナリティがあるか ・地域にこれまでなかった商品か | 20 |
| 市場性 | ・市場ニーズに合致した商品であるか ・インバウンド（外国人観光客）需要への配慮があるか | 15 |
| 発信力 | ・「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産や地域の魅力のPRに貢献することが期待されるか (今後、橿原市の観光名物として、市内外で認知され、多くの顧客の目に留まる商品や飲食メニューであるか) | 20 |
| 実現性 | ・申請内容が現実的に実施でき、将来的にも自立的に事業活動を継続、展開することが見込まれるか ・事業の実施体制が整っているか | 15 |
| | | 100 |

8. 補助金の交付決定について

協議会での会議後、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、採択及び不採択の結果を通知します。

9. 事業の変更・中止・廃止について

交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更（ただし、軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに補助金変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けてください。

10. 実績報告について

交付決定者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業の完了の日から起算して1月を経過した日までに、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 補助金完了実績報告書（様式第7号）
- (2) 事業収支精算書（様式第8号）
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し（領収書など）
- (4) その他市長が必要と認める書類（成果品写真など）

11. 補助金の交付について

実績報告に基づき補助金額を確定し、交付決定者へ文書で通知します。補助金額の通知後、交付決定者は補助金交付請求書（様式第10号）を令和9年3月31日（水）17時までに提出してください。

12. 交付決定の取消し・補助金の返還について

交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金が交付されているときは返還を命ずることがあります。

- (1) 補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 市長が行う必要な指示に従わず、報告をせず、又は検査を拒んだとき
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき

13. 申請先・お問い合わせ

橿原市役所 魅力創造部 地域振興課 商工労政係

電話：0744-21-1117 Mail：chiikishinko@city.kashihara.nara.jp